

大阪市立内代小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら学び、心豊かな、たくましい子」の育成のために「内代小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① 「いじめは絶対に許さない」という人権尊重の姿勢を養う。
- ② 児童一人一人を尊重した指導に努める。
- ③ 児童の様子をしっかりとつかみ、個々の児童が示すサインや集団としての変化を見逃さないようにする。
- ④ 家庭との連携を強化し、児童の状態・状況について情報を共有できるようにする。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 児童一人一人を大切にすることを基本とし、学習理解度に基づき習熟度別授業を充実させるなど、個に応じた授業が展開できるようにする。
- ② 児童アンケートにおける「勉強の内容に興味・関心がある」「勉強の内容がよくわかる」の質問について肯定的な解答が9割以上となるようにする。
- ③ 小学校学力経年調査における「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」に対して、肯定的に回答する児童の割合を、前年度より向上させる。
- ④ 児童の読書活動の充実を図る。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 児童朝会や全校遠足、内代祭りなどを縦割り班で実施することで、異学年との交流を深め、共に協力し合うことの良さに気づかせ、他者を受け入れながら協力・協働する姿勢を養う。
- ② 地域の方々との交流や体験活動を通じ、自分が生活する社会についての理解を深め、自らも社会の一員として社会に貢献しようとする姿勢を持つようにさせる。
- ③ 学習規律や生活規律を守ろうとする姿勢を養い、約束やルールを守る中で個性が発揮できるようにする。
- ④ 他者を受け入れ他者の意見をしっかりと聞くことで、違いを認めながら自分らしさを見出していくようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 「いじめについて考える日」に、全校集会で校長が講話をしたり、各学級で「いじめ」について考え、話し合ったりする等の取組を行い、「いじめを許さない・見逃さない」という校風作りに努める。
- ② 道徳教育の充実を図る。社会の中で生きている・自然の中で生きている・他者との関わりの中で生きているということについての認識を深め、より良い生き方ができるようにしていく。
- ③ いじめは絶対許さないという姿勢を明らかにする。いじめを行うに正当な理由など存在しない、いじめは絶対に許さないしいじめが発生した時には必ず解決する、つらい思いをしている児童は必ず守るという確固たる学校の姿勢を全児童に伝え、児童一人一人がその実践者となれるようにしていく。
- ④ 「まわりの児童」も育てる。いじめは被害者と加害者だけの問題ではない。いじめが起こっている時には、そのいじめを見聞きしているまわりの児童たちも自分たちのこととしていじめに向き合い解決に向けて考え行動できるようにしていく。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① いじめに関するアンケート（「心と体のアンケート」）を実施する。学期毎にアンケートを実施し、個々の児童の心の様子やクラスの様子についてつかむようにする。
- ② 全教職員で児童の様子をつかむようにする。担任だけの判断に任せるのではなく、気づいたことや気になることは教職員の誰もが意見として出し合い話し合える雰囲気作りを行う。また、職員会議の後に行う人権連絡会の場において学年の様子・クラスの様子について情報交換を行う。

- ③ 保健室やスクールカウンセラーの活用について児童・保護者に周知し、どんなことでも安心して話せる環境づくりに努める。
- ④ 保護者の方と連携し児童の変化について迅速に察知できるようにする。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめ発生時の対応・体制

いじめが疑われる事案が起こったときも明らかにいじめと考えられる事案が起こったときも、事の大小や重大性について担任だけで判断し解決することを厳禁している。些細な事象についても報告ルートにしたがって報告することを義務としている。複数職員の判断のもとその後の対応について確認し、そのうえで対応に当たることとしている。この時、必要に応じて連携して事にあたる機関を確認する。

また、この後に行う支援や聞き取り・指導の際には担任だけで行うのではなく、複数教員で対応する。問題の解決を待たず、全教職員にいじめ発生の事実を伝える。

② 被害児童への支援

被害児童に対しては最優先で安全安心の確保に努める。あなたはこの世でかけがえのない存在であること、未来にむけて生きていく権利がありそれは誰にも奪うことができないことを伝え、学校においても地域においても安心して学び生活できるよう支援していく。

③ 指導姿勢

事実関係をしっかりとつかむ。被害の側からも加害の側からも、「いつ・どこで・だれが・何を」についてしっかり聞き取りを行う。内容が相違する場合は相違点に伝えて再度聞き取りを行うなど、その後の指導に支障がでないよう事実関係を明らかにする。

明らかになった事実をもとに何が問題点なのかを明らかにし、加害児童に対して指導を行っていく。指導にあたっては、まずは加害行動をやめさせることが先決であるが、それだけに留まらず、人権尊重の視点から自らの行動について見つめ考えさせることが重要である。

被害児童への支援、加害児童への指導を終えた時点でクラスでの全体指導を行う。クラスには様々な立場の児童がいる。全く知らなかったという児童もいればいじめを見ていた児童もいる。いじめをクラスの問題ととらえ、クラスの一員としてどのように行動しなければならなかったのか、どのように行動すべきなのかについて考えさせる。

問題の収束と共に職員会議等で報告し、共通理解を図ると共に、教職員個々の今後の指導に生かす。

④ 情報モラルの向上

昨今、携帯電話やスマートフォンでのメールのやり取り等がいじめ発生させる温床となっているという事実を踏まえ、情報モラル教育の充実を図っていく。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

<基本姿勢>

いじめ問題については組織で対応する。学級担任単独で問題の解決に当たるのではなく、情報を共有し対応について協議した上で解決に向かうこととする。

名称 : 生活指導部いじめ対策委員会

役割 : ・「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ対策についての年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
・いじめの未然防止や早期発見に向けて、児童やクラスの状況の把握のための情報収集を行う。
・問題発生時の早期解決について、中心となって情報の収集や分析、対応策の検討を行い指示を出す。

構成 : 校長(委員長)、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育主担当者、担任必要に応じて外部機関との連携を図る（区在籍の臨床心理士、区子育て支援室、こども相談センター、スクールソーシャルワーカー等）

【年間計画】

○調査等

・いじめの内容を含む児童アンケート調査	年3回（6月・11月・2月）
・保護者アンケート調査（学校評価）	年2回（6月・2月）
・学級担任からの聞き取り調査	随時

○研修会

・いじめ対策委員会	定例3回（各学期）および随時
・人権教育実践研修会	随時
・児童理解のための情報交換	毎月

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校ホームページを活用し、日々の各学年の活動の様子について情報提供する。また、保健室の活用やスクールカウンセラーによる教育相談の実施などについて周知する。
- ② 学校協議会において、いじめ問題への組織体制や対応方法について議論し、ご理解いただくとともに指導と助言をいただく。
- ③ 大阪市こども相談センター、スクールカウンセラー、民生委員、区役所子育て支援室等々と連携し、指導・支援体制の強化を図る。

(3) 取組内容の検証

- ① 児童アンケートの集計・分析結果をもとに、「いじめ対策委員会」で複数の目で児童の状況やクラスの状況について確認し問題の有無を明らかにする。

- ② 「いじめ対策委員会」の組織や機能について、運営の計画最終評価の際に検証を行う。

7. 重大事案への対処

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、学校は以下の対応を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を大阪市教育委員会に報告する。
- ② 被害児童の支援を行う。
- ③ 「いじめ対策委員会」を中心として、当該問題に対応する調査組織を設置する。
いじめの様態や被害児童の状態により、連携する諸機関の専門家を含めて組織し、効果的な対応が取れるようにする。
- ④ 事実関係の正確な把握を行う。
- ⑤ 調査組織を中心として問題解決にむけた取り組みについて検討する。
- ⑥ 学校協議会を随時召集し、問題解決に向けての取り組みやその進捗状況について報告を行う。
- ⑦ 調査結果を大阪市教育委員会に報告する。

いじめ発見の際の流れ

